

中津市告示第 99 号

中津市介護人材確保事業応援金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日

中津市長職務代理者

中津市副市長 前田 良 猛

中津市介護人材確保事業応援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 中津市介護人材確保事業応援金(以下「応援金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成 19 年中津市規則第 9 号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成 18 年中津市規則第 7 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この応援金は、市内の介護サービス事業所に介護職員等として就職した者及び市が定める期間勤務した介護職員等に対し、報奨金を交付することにより、介護サービス事業所における介護職員等の人材の確保及び育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所 本市に住所を有する次のいずれかの事業所をいう。

ア 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス(居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業所

イ 法第 8 条第 1 4 項に規定する地域密着型サービスを行う事業所

ウ 法第 8 条第 2 4 項に規定する居宅介護支援を行う事業所

エ 法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設

オ 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス(介護予防居宅療養管理

指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業所

カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

キ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う事業所

ク 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

(2) 介護職員等 介護サービス事業所において、専門的知識及び技術をもって、高齢者に介護サービスの提供を行う介護職員、訪問介護員及び介護支援専門員をいう。

(3) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修をいう。

(交付対象者等)

第4条 応援金の区分、交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)及び交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、応援金の交付は応援金の区分ごとに1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者としな

い。

(1) 中津市の市税等及び介護保険料の滞納がある者。

(2) 中津市暴力団排除条例(平成23年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(3) 応援金の交付に係る介護サービス事業所を離職している者(同一法人内の市内に所在する別の介護サービス事業所において継続勤務している者を除く。)

(4) 応援金の交付を受けた後、継続して同一の介護サービス事業所に勤務する意思のない者

(応援金の申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中津市介護人材確保事業応援金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 雇用及び雇用形態が確認できる書類
- (2) 職歴が確認できる書類（就職応援金の申請をする場合に限る。）
- (3) 資格取得が確認できる証明書（資格取得応援金の申請をする場合に限る。）
- (4) 継続勤務であることが確認できる書類（継続勤務応援金の申請をする場合に限る。）
- (5) 市税等を滞納していないことが確認できる証明書
- (6) その他必要と認める書類

2 申請者は、交付対象者に該当する事由が生じた日から1年以内に前項の申請を行わなければならない。

（応援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、応援金の交付の可否を決定したときは、中津市介護人材確保事業応援金交付決定通知書（様式第2号）又は中津市介護人材確保事業応援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（応援金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書を受けた日から30日以内に中津市介護人材確保事業応援金交付請求書（様式第4号）に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の規定による適法な請求があったときは、30日以内に報奨金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、偽りその他不正な行為によって応援金の支払いを受けことが判明したときは、応援金の交付決定の一部又は全部を取り消し、中津市介護人材確保事業応援金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（応援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定に基づき応援金の一部又は全部の交付決定を取り消した場合において、既に応援金が交付されているときは、中津市介護人材確保事業応援金返還請求通知書（様式第6号）により、期限を定めて、その返還を交付決定者に

請求するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に申請のあった分については、第6条から第9条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	交付対象者	交付額
就職応援金	市内の介護サービス事業所に介護職員等の正規職員（訪問介護事業所の訪問介護員にあつては、月平均60時間以上又は年間720時間以上勤務する非正規職員を含む。）として就職し、6か月を経過した者（当該就職の日から過去1年以内に市内の介護サービス事業所に勤務していた者を除く。）	5万円
継続勤務応援金	次のいずれにも該当する者 ア 就職応援金の交付を受けた者 イ 就職の日から、継続して同一の介護サービス事業所で介護職等の正規職員（訪問介護事業所の訪問介護員にあつては、月平均60時間以上又は年間720時間以上勤務する非正規職員を含む。）として3年間（同一法人内の市内に所在する別の介護サービス事業所における勤務期間を含む。）勤務した者。	10万円
資格取得応援金	就職応援金の交付を受けた後に、介護職員初任者研修を修了した者（就職応援金の交付を受ける前1年以内に研修を修了した者を含む。）	2万5千円